

○西紋別地区環境衛生施設組合ごみ処理施設設置条例

〔平成24年3月26日〕
〔条例第1号〕

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の趣旨に基づき、この条例により、西紋別地区環境衛生施設組合ごみ処理施設(以下「組合ごみ処理施設」という。)を設置する。

(名称)

第2条 この組合ごみ処理施設の名称は、次のとおりとする。

(1) 西紋別地区広域ごみ処理センター

(位置)

第3条 この組合ごみ処理施設の位置は、次のとおりとする。

(1) 紋別市新生224番地1

附則

この条例は、公布の日から施行する。